

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から令和元年10月第8回総会を開会いたします。開会時間は午後1時31分です。なお本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号8番吉野委員、推進委員高橋委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員会委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので、総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進員の出席人数は8名です。それではただいまより総会を開会いたします。おねがい事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

それではこれより審議にはいります。

まず、日程1、議事録署名委員の指名に移りますが、今回は議席番号2番根岸委員と、議席番号3番原川委員をお願いいたします。

それでは日程2議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今回は3件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。事務局よりご説明いたします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

それでは、議案第1号申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

こちらの案件につきましては、令和元年5月の農業委員会総会において問題なしと判断され、除外を承認した案件になります。

本申請について、工事資金は自己資金で賄っており、預金の残高証明書が添付されております。また隣接農地の耕作者の同意書が添付されていることを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございます。つづきまして大河地区の委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番根岸委員

はい。2番根岸が報告いたします。先日、農業委員3名、推進委員2名、計5名で現地調査を行いました。

現地は草刈されておりきれいな状態で柿の木やくるみの木が7本程度ありました。除外のときより状態は良かったと思います。担当地区としては問題なしと判断します。よろしく申し上げます。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより申請番号1番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

13番内野委員

はい。

議長

はい。内野委員。

13番内野委員

13番内野です。本申請は、建設資材を置くという申請ですが、建物を壊した廃材を置くという場合が懸念されると思います。それが一時仮置きではなく、永続的になってしまった場合、産廃置場になってしまうことが考えられます。必ずしもそうなるわけではありませんが、これは本申請に限らず起こりうることでありますので、資材置き場という案件でも建築資材の置き場については、その辺のことも頭に入れ、慎重な審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。ほかにありますでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

(挙手なし)

議長

よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の議案第1号申請番号1番について承認に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

議長

はい。ありがとうございます。それでは賛成多数により、議案第1号は可決、承認されました。ありがとうございます。

つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、申請番号2番につづきまして説明させていただきます。

(申請番号2番について説明)

本申請について、工事資金は自己資金で賄われ、預金の残高証明書が添付されております。転用後は伐根等を行い土を均して使用することと。特に砂利やコンクリートにはしないとのことと。また、古物商の免許証のコピーを添付していただいています。隣接農地はありません。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。

なお、本案件は先月9月の議案において継続審議となった案件です。担当地区の現地調査報告をお聞きいただき、ご審議のほどよろしくおねがいします。

以上、内容説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございます。つづきまして八和田地区の委員より現地調査報告をお願いいたします。

9番権田委員

はい。9番権田が報告いたします。10月18日午前8時から、農業委員5名、推進委員3名、計8名で申請人立ち合いのもと現地調査を行いました。

9 番権田委員

今回は農地の中にマット等があったのですが、それはきれいに片付いておりました。対象地は宅地にかこまれており、20～30年くらいは休耕状態になっており、申請人から話を聞いたところ、現在車両置き場として借りている裏の土地について、返してほしい旨の話があったとのこと。申請人は車両置き場に困っており、申請地以外にも車両置き場を探しているとのことでした。以上の聞き取りを踏まえ、担当地区としては問題なしと判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより申請番号2番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長

ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

(挙手なし)

議長

よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の申請番号2番について承認に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

議長

はい。ありがとうございます。それでは全員賛成により、申請番号2番について可決、承認されました。ありがとうございます。

つづきまして申請番号3番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、申請番号3番につづきまして説明させていただきます。

(申請番号3番について説明)

本申請について、工事資金は自己資金で賄われ、預金の残高証明書が添付されております。また、今回は所有権移転まではせず、15年間の賃借権設定という申請です。8m道路の必要性の根拠として、大型車の侵入の際の軌跡図が添付されております。

隣接農地の耕作者は譲渡人のみですので同意書の添付はありません。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございます。つづきまして八和田地区の委員より現地調査報告をお願いいたします。

12番大澤委員

はい。12番大澤が報告いたします。10月18日午前8時から、農業委員5名、推進委員3名、計8名で渡人立ち合いのもと現地調査を行いました。

現地はかぼちゃ、ブロッコリー、人参など大変作物がよく育ってました。渡人からいきさつの説明を受けましたところ、大型車両の進入に8mの幅員が必要であること、また県道沿いの柱に付属する県所有の設備を動かすことができないとのことで、畑を分断し真ん中に道路をつくるしかなくなったとのことでした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長	はい。ありがとうございました。それではこれより申請番号3番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
13番内野委員	はい。
議長	はい。内野委員。
13番内野委員	13番内野です。県の設備とはなんですか。
9番権田委員	9番権田です。現地の県道沿いには柱があり、そこに警察がつけた車両感知器がついているそうです。それは動かすことができないと聞いています。
議長	ほかにありますか。 (挙手なし)
議長	ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。 (挙手なし)
議長	よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の申請番号3番について承認に賛成の方の挙手を求めます。 (挙手)
議長	はい。ありがとうございます。それでは全員賛成により、申請番号3番について可決、承認されました。ありがとうございます。 なお、議案第1号の許可申請は許可権者が埼玉県になりますので、以上3件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。 つづきまして日程3、議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。今回は3件の確認があります。はじめに申請番号1番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について「東松山税務署より、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について問い合わせがあったので、その回答について意見を求める」とのことです。 納税猶予については今年度2回目の議案でありますので少しご説明いたします。 農地の納税猶予の特例は、農地を相続、または贈与された後継者に対して、農地に係る相続税または贈与税の納税を猶予する制度です、この特例の適用は、後継者が農業を続ける（※管理する）ことが条件となります。農業を続ける期間は平成30年度の改正までは20年営農で免除と定められておりましたが、改正後は終身営農が条件となりました。 本件は東松山税務署長より納税猶予の特例を受けている農地について1筆ごとに利用状況を回答してほしいという依頼によるものです。
事務局	今回は、先ほどご説明した平成30年度法改正より前に設定されたものであり、相続税猶予満期20年目を迎える、3名22筆が調査対象となっております。

この回答についてですが、利用状況の区分として1、自ら所有し、自ら農地として使用している。(耕作準備状態も含めます) 2、自ら農地として使用していない。(農地以外に転用している場合(無断転用含む) 利用権等を設定し他人に貸し付けている場合、など) 3、譲渡等により、現在所有していない。4、その他(ex) 荒廃農地になっている、草刈りだけの保全管理等) 以上4つのいずれか1つに該当するところに○をつけて回答いたします。

なお、調査対象農地22筆について、転用許可を受けたもの、または転用届出が出ているものはありません。また、利用権等の設定により、他人に貸し付けている農地もありません。

それでは、申請番号1番について説明させていただきます。

(議案書を朗読)

以上2筆です。

最後に調査区は小川地区になります。以上内容説明とさせていただきます。

議長 それでは、申請番号1番について、調査担当区の小川地区より現地調査報告をお願いします。

推進委員田嶋委員 はい。推進委員の田嶋が報告いたします。10月19日土曜日9時から農業委員4名、推進委員1名、計5名で現地調査を行いました。

現地は2筆あり、すべての土地について耕作、または稲刈等管理されておりました。利用区分については2筆とも1番でよろしいかと思えます。以上です。

議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑対応)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑対応)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。

調査担当より…

(地番と利用状況の区分を改めて読み上げる。)

と、報告がありました。調査担当の報告のとおり回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号申請番号1番について、報告の通り回答することで承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、申請番号2番について説明させていただきます。

(議案書を朗読)

以上4筆です。

最後に調査区は小川地区になります。以上内容説明とさせていただきます。

議長 それでは、申請番号2番について、調査担当区の小川地区より現地調査報告をお願いします。
す。

10番安藤委員 はい。10番安藤が報告いたします。
現地は4筆あり、うち3筆は区画整理されている区域内です。すべての土地について耕作、
または稲刈等管理されておりました。利用区分については4筆とも1番でよろしいかと思いま
す。以上です。

議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質
問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑対応)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑対応)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。
調査担当より…
(地番と利用状況の区分を改めて読み上げる。)
と、報告がありました。調査担当の報告のとおり回答することに賛成の方の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、申請番号2番について、報告の通り回答することで承認されました。あ
りがとうございました。
つづきまして申請番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、申請番号3番について説明させていただきます。
(議案書を朗読)
以上16筆です。
最後に調査区は小川地区になります。以上内容説明とさせていただきます。

議長 それでは、申請番号3番について、調査担当区の小川地区より現地調査報告をお願いします。
す。

6番田端委員 はい。6番田端が報告いたします。現地調査については本人立ち合いのもと行いました。
現地は16筆あり、すべての土地について耕作、または稲刈等管理されておりました。利用
区分については16筆とも1番でよろしいかと思えます。以上です。

議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質
問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑対応)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑対応)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。

調査担当より…

(地番と利用状況の区分を改めて読み上げる。)

と、報告がありました。調査担当の報告のとおり回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号3番について、報告の通り回答することで承認されました。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。審議していただいた利用区分の通り、東松山税務署に回答させていただきます。

議長

つづきまして、日程4、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を上程いたします。今月は3件の届出がありました。申請番号1番から順に事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

申請番号1番から順に報告いたします。

(申請番号1番・2番・3番について順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和元年10月第8回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時50分です。